

丸亀市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月22日

丸亀市監査委員 山本 一 清

丸亀市監査委員 武田 孝 三

財政援助団体等監査結果報告書

～令和5年度財政援助団体等監査～

令和6年3月

丸亀市監査委員

監査対象団体 **公益財団法人 丸亀市スポーツ協会**

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 令和4年度に支出した公益財団法人丸亀市スポーツ協会への補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 令和5年9月4日から9月25日
- 4 監査執行日 令和5年9月26日

5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市スポーツ協会運営補助	
補 助 目 的	公益財団法人丸亀市スポーツ協会運営事業（人件費補助）	
交 付 額	令和4年度	28,900,000 円
	令和3年度	28,900,000 円
所 管 課	市民生活部スポーツ推進課	
名 称	公益財団法人丸亀市スポーツ協会育成補助	
補 助 目 的	加盟競技団体、地域団体の育成・援助を図りながら、健康スポーツ事業等を通じて市民の健康増進と参加者相互の親睦を深め、スポーツの普及、振興、交流、啓発を図る。	
交 付 額	令和4年度	5,650,000 円
	令和3年度	4,876,817 円
所 管 課	市民生活部スポーツ推進課	
名 称	「津島寿一」体育振興補助	
補 助 目 的	丸亀市に所縁の深い故・津島寿一氏の功績を称え、その遺志でもある「地域スポーツ文化の普及・振興」を継承・発展させることで、市民の健全な心身の発達に寄与する。	
交 付 額	令和4年度	800,000 円
	令和3年度	800,000 円
所 管 課	市民生活部スポーツ推進課	
名 称	健やか子ども基金事業（元気スポーツ活動推進事業）	
補 助 目 的	日頃から家族や仲間とスポーツ活動にふれる機会が少ない子ども達を対象に、楽しく元気にスポーツ活動できる機会を提供する。	
交 付 額	令和4年度	500,000 円
	令和3年度	500,000 円
所 管 課	健康福祉部子育て支援課	

名 称	丸亀市民体育館ほか9施設の管理	
指定管理委託料	令和4年度	126,400,000円
	令和3年度	135,373,391円
所 管 課	市民生活部スポーツ推進課	
名 称	丸亀市民体育館ほか9施設 電気料金高騰に伴う電気料金補填	
指定管理委託料	令和4年度	21,147,328円
	令和3年度	—円
所 管 課	市民生活部スポーツ推進課	

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

市民の健康・体力づくり活動の振興と生涯スポーツ活動の普及啓発を図り、もって市民の健全な心身の発達と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(2) 事業

(公益目的事業)

- ①地域のスポーツ組織の基盤整備及び育成援助をすること
- ②生涯スポーツ活動の普及・振興に関すること
- ③競技スポーツの振興と競技力の向上に関すること
- ④スポーツ少年団の育成に関すること
- ⑤スポーツ指導者の育成に関すること
- ⑥スポーツ活動の顕彰に関すること
- ⑦健康・体力づくり活動に関する普及啓発活動を実施すること
- ⑧スポーツ振興と健康・体力づくり活動の拠点となる体育施設の管理運営
- ⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

- ①公益目的外の施設貸与事業
- ②管理運営施設や事業での、自動販売機設置、物品販売等を行う事業
- ③その他前各号に定める事業に関連する事業

(3) 事務所の所在地

丸亀市金倉町924番地1

(4) 役員等

評議員(5名以上10名以内)、理事(5名以上10名以内、うち1名を会長とし、会長を除く2名以内を副会長、1名を常務理事とすることができる)、監事2名

(5) 会議

評議員会(定時評議員会、臨時評議員会)、理事会

7 監査方法

公益財団法人丸亀市スポーツ協会への令和4年度の補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【補助金等に関する事項】

- 感熱紙レシートを会計資料として貼付しているものがあるが、感熱紙は保存状況によって印字が消える恐れがある。丸亀市スポーツ協会の経理規程では会計帳簿、証ひょう書類等は10年保存であることから、後日に備えて原本とともにコピーも合わせて貼付すること。

【指定管理委託料に関する事項】

- 時間外勤務命令簿の適切な管理や有給休暇の取得について、労働基準法を再確認の上、労務管理を徹底すること。
- 一部の支払で検収確認がないまま支払いを終えているものがあつた。支払内容に関わらず、支出の際には検収確認を行うこと。
- 市からの委託事業において、委託事業の完了届が事業完了日より2か月後に提出されているものがあつた。事業完了届は速やかに提出すること。
- 契約書に押印が無いものがあつた。気をつけること。

II 検討すべき事項(意見)

なし

監査対象団体 「飯山南コミュニティ協議会」 飯山南コミュニティ

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 令和4年度に支出した飯山南コミュニティ協議会への補助金及びコミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 令和5年9月5日から9月25日
- 4 監査執行日 令和5年9月26日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	令和4年度	2,607,400 円
	令和3年度	2,455,600 円
所 管 課	市民生活部生活環境課	
名 称	丸亀市コミュニティまちづくり補助金	
交 付 根 拠	丸亀市コミュニティまちづくり補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	令和4年度	300,000 円
	令和3年度	260,000 円
所 管 課	市民生活部生活環境課	
名 称	丸亀市高齢者等移動手段確保事業補助金	
交 付 根 拠	丸亀市高齢者等移動手段確保事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民が互助により外出支援が必要な高齢者等が積極的な地域活動や社会参加を行うための移動手段の確保を行う取組に係る経費について、予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	令和4年度	115,000 円
	令和3年度	2,150,000 円
所 管 課	健康福祉部高齢者支援課	

名 称	飯山南コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	令和4年度	9,013,000 円
	令和3年度	8,663,000 円
所 管 課	市民生活部生活環境課	

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

飯山南地区住民の自主性と相互の信頼に基づく生活共同体として快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざし、心ふれあう、住みよい、豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ①まちづくりに関する啓発活動の積極的推進
- ②地域問題の対策と解決
- ③地域福祉の増進及びコミュニティづくり
- ④青少年健全育成の推進
- ⑤文化活動の積極的推進
- ⑥生活改善及び保健衛生思想の普及
- ⑦体力の維持増進を図る諸活動の推進
- ⑧心のふれあいを深める活動の推進
- ⑨指定管理業務
- ⑩その他、本会の目的達成に必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市飯山町上法軍寺 1010-1 丸亀市飯山南コミュニティセンター内

(4) 会員

自治会及び地域関係諸機関、諸団体、これ等機関・団体のOB、公募による者並びに学識経験者等

(5) 会議

総会、役員会、部会、部長等連絡会、丸亀市東小川児童センター・飯山東小川公民館並びにコミュニティ役員連絡会、実行委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 3 名、幹事 4 名、会計 1 名、書記 1 名、監事 2 名、理事、顧問

7 監査方法

令和4年度に支出した補助金及び飯山南コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。
なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【共通事項】

- 証憑書類等綴について、支出伺と受入伺をそれぞれ分けて綴じること。
- 法の郷おでかけ号事務処理にかかるパート代は、コミュニティ会計からの支出とすること。
- コミュニティ会計よりペットボトルのお茶を購入し、その販売した料金を指定管理会計へ入金しているが、コミュニティ会計への入金が適正である。

【指定管理委託料に関する事項】

- 要件等の規定、委託者の了承が無いにもかかわらず、休暇の買取を行っている。

II 検討すべき事項(意見)

【補助金等に関する事項】

- 金銭出納について、法の郷いきいきまつり 2020 の残金を繰入れているが、受入伺に収支報告書等使用した額の分かる資料を添付しておくこと。

【指定管理委託料に関する事項】

- センターの使用許可事務について、申請書はあるが施設利用管理簿に記録の無いものが多数ある。利用者数の確実な把握のためにも、管理方法等を検討すること。
- 金銭出納について、実際に領収した金額から還付を行った金額を差引いた額を収入額としているが、総計予算主義の原則(地方自治法第二百十条)により、収入額と支出額はそれぞれ全額を別々に計上すること。
- 働き方改革により、2019 年 4 月 5 日から年 5 日の年休を労働者に取得させることが使用者の義務となっているところであるが、職員の有給休暇が取れていない。

監査対象団体 「郡家地区地域づくり推進協議会」 郡家コミュニティ

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 令和4年度に支出した郡家地区地域づくり推進協議会への補助金及びコミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 令和5年8月25日から9月25日
- 4 監査執行日 令和5年9月26日

5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	令和4年度	1,910,100 円
	令和3年度	3,405,900 円
所 管 課	市民生活部生活環境課	
名 称	地域防災・減災活動支援事業補助金	
交 付 根 拠	丸亀市自主防災力強化事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域における防災力の向上のため、自主防災組織が主体となつて行う防災・減災活動等に係る経費の支援事業等、地域防災力を強化するための事業に対し、予算の範囲内において補助する。	
交 付 額	令和4年度	110,000 円
	令和3年度	95,000 円
所 管 課	市長公室危機管理課	
名 称	郡家コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	令和4年度	8,549,000 円
	令和3年度	8,549,000 円
所 管 課	市民生活部生活環境課	

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

郡家校区住民の自主性と相互の信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして心ふれあう住みよい豊かな町づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ①啓発活動の積極的推進
- ②健康づくり運動の推進
- ③健康栄養思想の普及
- ④地域環境対策の推進
- ⑤社会福祉の増進及びコミュニティづくり
- ⑥教育文化活動及びレクリエーションの推進
- ⑦生活改善指導の推進
- ⑧自治会、関係機関、諸団体との連携・運営及び諸事業に対する協力及びこれらの推進
- ⑨コミュニティセンター管理運営に関する業務
- ⑩その他本会の目的達成のために必要な事項

(3) 事務所の所在地

丸亀市郡家町 814 番地 1 丸亀市郡家コミュニティセンター内

(4) 会員

郡家校区内の住民及び団体

(5) 会議

総会、役員会、代議員会、部会、特別委員会

(6) 役員

会長 1 名、副会長 4 名、事務局長 1 名、会計 1 名、書記 1 名、監査 2 名、部会長 7 名

7 監査方法

令和 4 年度に支出した補助金及び郡家コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

I 改善すべき事項

【指定管理委託料に関する事項】

- 印刷機の利用料について、1 円未満の端数処理方法を統一すること。
- 図書室は常に誰もが利用できるよう、占有的な使用は認めないこと。

【補助金等に関する事項】

- 金銭出納について、健康診断料の支出科目は委託料ではなく福利厚生費である。

II 検討すべき事項(意見)

【共通事項】

- 指定管理とコミュニティに関する書類等が同じファイルに綴じられている。区別すること。
- 出勤簿等鉛筆書きとなっている書類が多数見受けられる。後日の改ざん防止等に備え、ペン書きとすること。

【指定管理委託料に関する事項】

- 金銭出納簿について、
 - ・請求書等はクリップやホッチキス止めは行わず、支払い書の裏面に糊で貼ること。
 - ・バインダーに綴るためパンチ穴を開ける際、請求書等の金額部分に穴が開かないよう注意すること。
 - ・修正等の必要がある場合は、修正液等の使用は控え、「ペン書き・二重線・訂正印又はサイン」にて修正すること
- センターの使用許可事務について、
 - ・使用料等免除団体一覧表を作成すること。
 - ・使用許可申請書に許可証発行年月日を記載すること。
 - ・申請書はあるが、施設利用管理簿に記録の無いものが多数ある。利用者数の確実な把握のためにも、管理方法等を検討すること。
- 会長印の押印がある雇用通知書の原本が綴られているが、原本は被雇用者が保管し、雇用者はその写しを保管すること。